

人伴二十二名

国王附搭の蘇木三千斤・胡椒一千斤・番錫一千二百斤

弘治十年（一四九七）七月十三日

右の符文は正議大夫程璉及び都通事蔡宝等に付し、此れに准ぜしむ

進貢等の事符文

注（一）安字号海船 同時発行の執照（二八三六）では礼字号とある。

1-24-15

国王尚真の、進貢のため使者沙普魯等を遣わす符文

（一四九七、七、一三）

琉球国中山王尚真、進貢等の事の為にす。

今、特に正議大夫程璉を遣わし、長史梁能・使者沙普魯等と共に、表箋文各一通を齎捧せしむ。及び智字号海船一隻に坐駕して馬一十五匹・硫黄二万斤を装載し、京に赴き進貢し、仍お礼部に赴き告稟して進収せしむる外、茲の論遣を承くれば、途に在りて遅滞して便ならざるを得しむる母れ。所有の符文は須らく出給に至るべき者なり。

今開す 赴京の

使者三員 沙普魯 馬成 坂土

通事一員 梁裕^②

人伴一十一名

国王附搭の蘇木三千斤・胡椒一千斤・番錫一千二百斤

弘治十年（一四九七）七月十三日

右の符文は使者沙普魯及び通事梁裕等に付し、此れに准ぜしむ

進貢等の事符文

注（一）沙普魯 不詳。蔡氏（渡久地家）一世政恒（二四六五—一五二五年）か。家譜に、董名は沙普留、弘治十年七月十三日、

使者として正議大夫程璉と共に進貢した記事があり（『家譜（四）』二六八頁）、誤記による同一人の可能性がある。なおこの家譜には、帰国の際、船が破損して公物を失ったため、使者である沙普留が私財を上納したとある。

（二）梁裕 生没年不詳。久米村呉江梁氏（亀鳴家）（『家譜（二）』七五六頁）。

1-24-16

国王尚真の、進貢のため正議大夫鄭玖等を遣わす符文

（一四九九、八、三）

琉球国中山王尚真、進貢等の事の為にす。

今、特に正議大夫鄭玖・長史蔡寶・使者安丹惹等を遣わし、表

箋文各一通を齎捧せしむ。及び礼字号海船一隻に坐駕して馬一十五匹・硫黄二万斤を装載し、京に赴き進貢し、仍お礼部に赴き告稟して進収せしむる外、茲の論遣を承くれれば、途に在りて遲滞して便ならざるを得しむる母れ。所有の符文は須らく出給に至るべき者なり。

今開す 赴京の

正議大夫一員 鄭玖

使者三員 馬成 益沙每 越度

通事一員 李隆

人伴二十一名

国王附搭の蘇木一千斤・胡椒二千斤・番錫二千斤

弘治十二年（一四九九）八月初三日

右の符文は正議大夫鄭玖及び通事李隆等に付し、此れに准

ぜしむ

進貢等の事 符文

注*この入貢については『明実録』弘治十三年三月壬午の条に記事がある。

1-24-17

国王尚真の、進貢のため長史蔡寶等を遣わす符文

（一四九九、八、三）

琉球国中山王尚真、進貢等の事の為にす。

今、特に正議大夫鄭玖を遣わし、長史蔡寶・使者安丹惹等と共に、表箋文各一通を齎捧せしむ。及び智字号海船一隻に坐駕して馬一十五匹・硫黄二万斤を装載し、京に赴き進貢し、仍お礼部に赴き告稟して進収せしむる外、茲の論遣を承くれれば、途に在りて遲滞して便ならざるを得しむる母れ。所有の符文は須らく出給に至るべき者なり。

今開す 赴京の

長史一員 蔡寶

使者三員 宋能 吳詩 仮土

通事一員 梁寛

人伴二十一名

国王附搭の蘇木一千斤・胡椒二千斤・番錫二千斤

弘治十二年（一四九九）八月初三日

右の符文は長史蔡寶及び通事梁寛等に付し、此れに准ぜしむ

進貢等の事 符文

注（一）吳詩 生没年不詳。『明実録』弘治十六年十月辛丑の条に、吳